

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上関町長 西 哲夫

市町村名 (市町村コード)	上関町 (35341)
地域名 (地域内農業集落名)	上関町全域 (志田・室津・練尾、大津・上関・蒲井・四代・白井田・戸津・八島・祝島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・上関町は県南東部の室津半島とその南に位置する長島、八島、祝島などの島々によって形成された漁業が中心の地域で、急峻な山地によって構成された地形であることから、農耕地に適する平坦地は少なく、急傾斜地に小区画で階段状に開かれた農地において、果樹(柑橘・びわ)を主体とする小規模農業を展開してきたが、農業を担う者の急速な減少・高齢化等により荒廃地が増大しており、すでに農振農用地面積419haの内94%が荒廃地となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・地域特産物である柑橘類・びわについては耕作地域の作業道整備等による園地改良に努めるとともに、新たな作物として新規就農者によるいちご等の施設園芸や道の駅出荷用、ふるさと納税用の野菜(いも等)・花き等を定着化させる。

・新規就農者や半農半Xなどの多様な経営体を地域内外から積極的に確保するとともに、農作業の受委託や農地の流動化を図り、効率化・生産性の向上を推進することにより地域農業の発展を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	419 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・原則として、農振農用地のうち耕作している農用地及びその周辺農用地を「農業上の利用が行われる農用地等の区域」とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、新規就農者や多様な経営体を中心に農地集積を進めるとともに、団地面積の拡大に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・新規就農者や多様な経営体等への農地の貸付については、出し手の意向を尊重しつつ、機構の活用に努め、農地の集積・集約化の取組に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払を活用している地区については、交付金を利用して農道・水路の補修を行う。 ・その他の地区についても、多面的機能支払制度等の導入を誘導し、圃場条件の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・上関町担い手育成総合支援協議会での調整のもと、関係機関が一体となって新規就農者をはじめ、地区外からの多様な経営体の確保・育成に向けた幅広い支援を行っていく。□

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地利用の環境を整えていくため、多面的機能支払の活動、または上関町有害獣防除柵等設置事業を活用して有害鳥獣の緩衝帯を整備する。
- ⑤園地を繋ぐ作業道等を整備し、農作業の効率化を図る。
- ⑦多面的機能支払の活動を通じて優良農地の保全・管理を行う。